

中国四国農政局オープンカウンター方式に係る共通仕様

1. 目的

中国四国農政局（以下「当局」という。）が実施するオープンカウンター方式により、物品の調達、印刷の製造、その他の契約（以下「物品調達等」という。）の見積合わせを行う場合の取扱いについて、以下のとおり必要な事項を定める。

2. 定義

オープンカウンター方式とは、一般競争に準じた見積合わせ方式で、見積依頼の相手方を特定せず、参加を希望する者から提出された見積書の中から、予定価格の制限の範囲内で最低の見積価格を提示した者と契約する方式をいう。

3. 対象となる契約

予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第 99 条第二号から第五号及び第七号に規定するもののうち、契約担当官等（会計法第 29 条の 3 第 1 項に規定する契約担当官等をいう。以下同じ。）が本方式によることが適当であると認めるものを対象に実施する。

4. 参加資格

見積合わせに参加できる者は、次に掲げる事項に該当する者とする。

- (1) 予決令第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「物品の販売」、「物品の製造」、「役務の提供等」又は「物品の買受け」において「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされている中国地域又は四国地域の競争参加資格者であること。
又は、中国四国農政局随意契約登録者名簿の登録者であること。
- (4) 中国四国農政局長から中国四国農政局の物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領（平成 26 年 10 月 1 日付け 26 中総第 506 号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請があり、指名を行わないこととした者に該当しない者であること。

5. 見積書の提出方法等

- (1) オープンカウンター方式による見積合わせを行うときは、当局において窓口及びホームページ上で閲覧する。
- (2) 見積合わせに参加を希望する者は、本共通仕様及び当局が提示するオープンカウンター方式による仕様書等を熟読のうえ見積もりしなければならない。
- (3) 見積書の記載金額
見積書の金額は、調達に要する一切の費用を含んだ合計金額を記載すること。

なお、見積書に記載された金額に、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に定める消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の税率を乗じた額に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって採用価格とするので、見積者は消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額から消費税等の税率を乗じた額に相当する額を除いた金額を見積書に記載すること。

(4) 見積書の提出

一 紙の場合

「品名（型番含む）・単価・数量・金額・電子くじ（3桁番号）」のすべての項目が記載された見積書（別紙様式 1）を使用し、オープンカウンター方式による見積依頼公告に記載の見積書提出期限（以下「提出期限」という。）内に「(案件名) 見積書在中」と記載した封筒（別紙様式 2）に見積書を封かんし提出すること。

二 電子調達システムの場合

「電子調達システム利用規約」及び電子調達システムで定める手続きを十分承知のうえ、オープンカウンター方式による見積依頼公告に記載の提出期限内に電子調達システムで定める手続きに従い、提出するものとする。

また、その他に電子調達システムの機能を利用して、「品名（型番含む）・単価・数量・単位・金額」のすべての項目が記載された内訳書（別紙様式 3）を必ず添付すること。

(5) 契約保証金

契約保証金は免除する。

(6) 同等品での見積り

同等以上の品で見積るときは、カタログ等仕様のわかる書類等を添え、当局会計課に申し出ること。なお、承認を受けていない同等品での見積りは無効とする。

(7) 一度提出した見積書の引換え、変更又は取消しは認めない。

6. 見積書の無効

次のいずれかに該当する見積は無効とする。

- (1) 提出期限までに到着しない見積
- (2) 見積に参加する資格を有しない者による見積
- (3) 記名を欠く見積
- (4) 金額を訂正した見積
- (5) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である見積
- (6) 同一人による見積で金額の異なる二通以上の見積
- (7) 見積品等の事前確認が必要な見積にあつては、事前に承認を受けていない者による見積
- (8) 参加資格に定める資格を有していない者による見積
- (9) その他、連合による見積、暴力団に関与する者による見積など、不適切と認められる見積

7. 契約の相手方の決定

- (1) 有効な見積を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって見積を行った者を契約の相手方とする。
- (2) 契約の相手方となるべき最低価格の見積を提出した者が2者以上あるときは、以下によりくじ引きで契約の相手方を決定するものとする。
 - 一 電子による見積事業者が入力した電子くじ番号及び紙による見積事業者が任意で設定した電子くじ番号をもとに電子くじを実施のうえ、契約の相手方を決定するものとする。
 - 二 電子調達システムでは、見積参加者の利便性向上のため、電子くじ機能を実装している。電子くじを行うには、見積参加者が任意で設定した000～999の数字が必要になるので、電子による見積事業者は、電子調達システムで電子くじ番号を入力し、紙による見積事業者は、見積書の余白に「電子くじ番号〇〇〇」と記載すること。
- (3) 見積合わせの結果は、契約の相手方となるべき者のみに通知する。

8. 契約の締結

契約書の作成又は請書の提出の有無は、契約相手方を決定した後に決定するものとし、契約者はそれに応じるものとする。

9. その他

- (1) 見積書作成及び提出等に係る費用は、全て見積合わせに参加する者が負担する。
- (2) 都合により見積合わせ後に取りやめることがある。
- (3) 契約の相手方を決定するため、見積合わせの参加者に対して追加資料の提出を求める場合があるので、これに従うこと。
- (4) 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (5) その他の手続きについては、一般競争の手続を簡略化して準用するものとする。